

平成 年 月 日



建設業許可申請ヒアリングシート

(一 般 建 設 業)

様

行政書士 千葉県庁前事務所
行政書士 山下敬司

〒260-0855
千葉県千葉市中央区市場町2番15号
渡辺ビル203
TEL 043-301-3654
FAX 043-301-3653

(1) 建設業許可を受けようとする業種について

許可業種	<input type="checkbox"/> 土木工事業	<input type="checkbox"/> 建築工事業	<input type="checkbox"/> 大工工事業
	<input type="checkbox"/> 左官工事業	<input type="checkbox"/> とび・土工事業	
	<input type="checkbox"/> 石工事業	<input type="checkbox"/> 屋根工事業	<input type="checkbox"/> 電気工事業
	<input type="checkbox"/> 管工事業	<input type="checkbox"/> 鋼構造物工事業	
	<input type="checkbox"/> 鉄筋工事業	<input type="checkbox"/> タイル・れんが・ブロック工事業	
	<input type="checkbox"/> 舗装工事業	<input type="checkbox"/> しゅんせつ工事業	<input type="checkbox"/> 板金工事業
	<input type="checkbox"/> ガラス工事業	<input type="checkbox"/> 塗装工事業	<input type="checkbox"/> 防水工事業
	<input type="checkbox"/> 内装仕上工事業	<input type="checkbox"/> 機械器具設置工事業	
	<input type="checkbox"/> 熱絶縁工事業	<input type="checkbox"/> 電気通信工事業	<input type="checkbox"/> 造園工事業
	<input type="checkbox"/> さく井工事業	<input type="checkbox"/> 建具工事業	<input type="checkbox"/> 水道施設工事業
	<input type="checkbox"/> 消防施設工事業	<input type="checkbox"/> 清掃施設工事業	

※ 建設工事の完成を請け負うことを目的とし、建設業を営もうとする場合、元請か下請か、また法人か個人であるかを問わず、建設業法の規定により建設業許可を受ける必要があります。（建設業法第3条第1項）ただし、次のような軽微な工事（消費税を含む金額）のみを請負う場合は、必要ありません。

建設業の許可が必要ない場合

建築一式工事	工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事 （ただし、木造住宅工事の場合は1,500万円未満 または、延べ面積が150平方メートル未満の工事）
建築一式工事以外の工事	工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

※注意

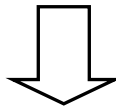
建設業の許可が必要ない工事でも、他の法律により登録を行う必要がある場合があります。

浄化槽工事業	浄化槽工事業を営む場合は、請負金額に関わらず「浄化槽工事業」の登録又は届出が必要になります。
解体工事業	解体工事業を営む場合は、平成13年12月以降、請負金額に関わらず「解体工事業」の登録が必要になります。ただし、建設業許可のうち「土木工事業」、「建築工事業」もしくは「とび・土工事業」のいずれかの許可を受けている場合は登録の必要はありません。
電気工事業者	建設業許可を受けて電気工事業を営む場合は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づき、建設業許可とは別に電気工事業の届出が必要になります。

(2) 経營業務の管理責任者について

法人では常勤の役員のうち1人が、また、個人では本人又は支配人のうち1人が以下のいずれかに該当する必要があります。

イ	許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
ロ	イと同等以上の能力を有する者と認められた者 ① 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 ② 許可を受けようとする建設業に関し、7年以上経營業務を補佐した経験を有する者 ③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者



経營業務の管理責任者

氏名	
常勤性の確認書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> ()
要件の確認資料	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖抄本等(法人役員) <input type="checkbox"/> 税務署受付印のある確定申告書(控)の写し(第一表及び第二表)(個人事業主) <input type="checkbox"/> ()

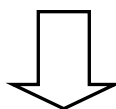
特記事項

(3) 専任技術者について

すべての営業所に、次のいずれかに該当する専任技術者がいる必要があります。

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ	学校教育法による高校（指定学科）－旧実業学校含む。－卒業後5年以上、 大学（同上）－高等専門学校・旧専門学校を含む－卒業後3年以上の実務経 験を有する者 指定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定に合格後5年以上・旧専門学校卒 業程度検定に合格後3年以上の実務経験を有する者
ロ	10年以上の実務経験を有する者
ハ	イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者



専任技術者

氏 名	
常勤性の確認書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義 務者用） <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証 <input type="checkbox"/> ()
要件の確認資料	<input type="checkbox"/> 免許証、合格証明書 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書、又は注文書及び請書の写し (実務経験証明書) <input type="checkbox"/> ()

(4) 誠実性について

建設業の許可を受けようとする人が「法人」である場合においては当該法人またはその役員もしくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者または政令で定め
る使用人が、請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でない
ことが必要です。

(5) 財産的基礎について

請負契約を履行するに足る次のいずれかに該当する必要があります。

財産的基礎	<input type="checkbox"/> 自己資本が 500 万円以上あること。 <input type="checkbox"/> 500 万円以上の資金調達能力のあること。 <input type="checkbox"/> 直前 5 年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。
財産的基礎の確認資料	<input type="checkbox"/> 財務諸表 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書 <input type="checkbox"/> ()

(6) 欠格要件について

以下のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。

- 1 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
- 2 法人にあってはその法人の役員、個人にあってはその本人・支配人、その他支店長・営業所長等が、次のような要件に該当しているとき。
 - ① 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
 - ② 不正の手段で許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等により、その許可を取り消されて 5 年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
 - ③ 許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから 5 年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
 - ④ 上記③の届出があった場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前 60 日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
 - ⑤ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ⑥ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
 - ⑦ 禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
 - ⑧ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の規定に違反し、刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む。）
 - ⑨ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑧のいずれかに該当する者